

世田谷区特別住民票の交付に関する事務処理要領

区の魅力を広く発信し、区内における産業及び観光の振興を図ることを目的として交付する世田谷区特別住民票（以下「特別住民票」という。）に関し、以下のとおり取り扱う。

1．特別住民票について

- (1) 特別住民票は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受けるものではなく、キャラクターを紹介する印刷物とする。

2．交付にあたって

- (1) 区は、キャラクター（漫画、テレビアニメーション、映画、小説等の登場人物（実在する人物及び実在した人物を除く。）擬人化した動物、植物、架空の創造物等をいう。以下同じ。）を区民に見立て、申請に応じて特別住民票（別紙1のとおり。）を交付する。
- (2) キャラクターは、その画像、それを具現した物体等を区内におけるイベント等で展示し、配布することその他の活用をすることにより、区内における産業及び観光の振興に資するものに限る。
- (3) 特別住民票は、第三者の権利を侵害することにつながるおそれがあるとき、又は区が特別住民票交付の趣旨から適当でないと認めるときは、交付しない。
- (4) 特別住民票は、一のキャラクターを単位として交付する。

3．記載事項について

- (1) 特別住民票の記載事項は、キャラクターの名前、住所（区内に限る。）認定日及びプロフィールとする。また、生まれた日のほか必要と認めた事項を記載することができる。
- (2) 特別住民票に住所を記載する場合において、当該住所が実在する人の住所と同一であるときは、申請者が当該実在する者の同意を得る。

4．申請及び決定について

- (1) 特別住民票を申請することができる者は、当該特別住民票に係るキャラクターの著作権を有する者又は著作権を有する者等関係人の承諾を得た者とする。
- (2) 区は、特別住民票の交付を申請しようとする者に、世田谷区特別住民票の交付願（別紙2のとおり。以下「交付願」という。）を提出させる。
- (3) 区は、交付願の提出があった場合においては、その内容を審査し、本事務処理要領に適合すると認められた場合に特別住民票を交付することができる。

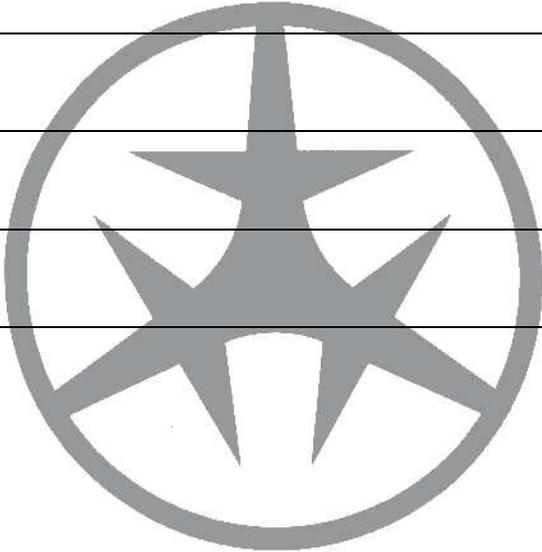
5 . 手数料

(1) 特別住民票の交付に係る手数料は、徴収しない。

附 則

この要領は、平成 2 4 年 1 1 月 5 日から施行する。

特別住民票

名前	住所		キャラクターのイラストまたは写真
生まれた日	認定日		
プロフィール			

この特別住民票は、世田谷区長が世田谷区の産業振興と観光振興のために、発行するものです。

平成 年 月 日

世田谷区長名

この特別住民票は、住民基本台帳法に基づき交付する住民票の写しではありません。

年 月 日

世田谷区長 あて

世田谷区特別住民票交付願

世田谷区特別住民票の交付を申請します。なお申請にあたり、商標権、著作権その他法令に基づき保護される権利を有する個人・法人の方すべての関係人の承諾を得ており、関係人との調整は全て申請者が行います。

(申請者)

住所

(団体名・代表者) 氏名

印

(連絡先)

担当

Tel

1	キャラクターの名前	
2	キャラクターの住所	
3	キャラクターの生まれた日	
4	キャラクターのプロフィール	
5	実績(イベント等)	
6	承諾事項 特別住民票に使用するイラストまたは写真を提供すること及び特別住民票に使用することについて承諾します。 この特別住民票は、世田谷区長が世田谷区の産業振興と観光振興のために、発行するものであり、住民基本台帳法に基づき交付する住民票の写しではないことに同意します。	

特別住民票に掲載するイラストまたは写真は裏面のとおり。

特別住民票に掲載するイラストまたは写真

キャラクターの
イラストまたは写真